平成２５年（フ）第８３号
岐阜県高山市桐生町１丁目17番地　401
債務者　藤原　弘道（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
函館市日吉町３丁目34番16号
債務者　林　　テル
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３３２号
北海道北斗市久根別４丁目37番５号
債務者　成田　敏文
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼平　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８２号
兵庫県加東市鳥居321番地３
債務者　若大将こと　出井愼一郎
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　省吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第８３号
兵庫県姫路市北条永良町254番地　グリーン北条302号、前住所兵庫県加東市鳥居321番地３
債務者　森　　京子（旧姓出井）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　省吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第４３５号
新潟市秋葉区さつき野２丁目３番36号
債務者　太田　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９５６号
大阪市中央区南船場１丁目１番７号　パシフィック南船場401、前住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番５―517号
債務者　中尾　謙之
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９１号
大阪府東大阪市徳庵本町６番13号　藤井ハイツ101号
債務者　小林　広樹
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９１０号
大阪市都島区友渕町１丁目５番３―1111号
債務者　穂崎　順治
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　謙二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４００号
岡山市北区奉還町１丁目３番16号吉岡ビルⅡ402、申立時の住所岡山市北区奉還町１丁目８番３号吉岡ビル301号
債務者　髙旗　明彦
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１５９号
京都市伏見区深草大亀谷大谷町16―20　寺石宏隆方、住民票上の住所京都府宇治市南陵町３丁目１番地の40
債務者　長田　重彦
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８５７号
大阪府枚方市須山町24番41号
債務者　遠山　良彦
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７号
高知県高岡郡佐川町乙190番地
債務者　佐竹　　勲
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１１３号
岐阜県多治見市音羽町２丁目23番地　マーブル音羽館1401
債務者　加藤　孝治
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５２号
京都府亀岡市本町53番地アイリス105号
債務者　前田　明男
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第４７２９号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目９番地の４12―401
債務者　猪股　　進
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７７１号
大阪府東大阪市水走１丁目５番25号、前住所大阪府東大阪市横小路町５丁目４番38号
債務者　森本　幹久
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　夏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部